

2023-24年度R I テーマ
Create Hope in the World
世界に希望を生み出そう

R I 会長
ゴードンR.マッキナリー



TAKEHARA ROTARY CLUB WEEKLY BULLETIN 竹原ロータリークラブ週報

会 長	宮本 和彦	会 計	土伏 英晴	管理運営	吉本きよ子
会長エレクト	宇都宮勝博	S A A	三好 静子	会員組織	堀越 賢二
幹 事	宇都宮勝博	副S A A	木村 安伸	奉 仕	久藤 孝仁
副 幹 事	福本 博之	直前会長	板場 英行		

事務局／〒725-0021竹原市竹原町3591
TEL／0846-22-7570 FAX／0846-22-7651
E-mail／rc-take@estate.ocn.ne.jp
http://www.takehara-rc.com
例会日／毎週木曜日12:30～13:30
例会場／大広苑 TEL(0846)-22-2970

本日のプログラム 12月7日

誕生祝・各会員各記念日祝
誕生月該当者会員卓話

次週のプログラム 12月14日

忘 年 例 会

【2023年11月30日 第2790回例会記録】

□点 鐘

□ロータリーソング：それでこそロータリー

□4つのテスト：宇都宮勝博会員

□食 事：100万ドルの食事

□会員数：12名

□出席者：7名 □欠席者：3名

□メイク：2名 □出席率：75%



ロータリー財団委員長
板場 英行

今日は100万ドルの食事です。1961年ロータリアンが50万人の時に1人が2\$節約すれば100万ドルになるということで始まりました。日本では1961年に神戸RCが始めたそうです。100万ドルを浄財に社会奉仕に役立てようということです。今日は1回目、来年5月に2回目を予定しています。国際奉仕へ貢献するという意味で味わってお召し上がりください。

各会員各記念日（12月）

□会員誕生日 久藤 孝仁
堀越 賢二
板場 英行
□結婚記念日 今 裕之
□事業所創立 宇都宮勝博

幹 事 報 告



【幹事 宇都宮勝博】

- ・2024年シンガポール国際大会について
- ・ダイナースクラブカード加入および利用促進への協力をお願い
- ・2023-24年度地区大会参加のお礼

- ・竹原ライオンズクラブ65周年御礼状
- ・竹原商工会議所新年互礼会ご案内
日時 令和6年1月5日（金）18時～
場所 グリーンスカイホテル竹原 飲食なし
- ・竹原青年会議所2024年新春互礼会ご案内
日時 令和6年1月13日（土）19時～
場所 ホテル大広苑
- ・秋田県豪雨災害に対する支援金について
- ・ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）
日時 令和6年3月15日（金）～17日（日）
場所 国立江田島青少年交流の家

会 長 の 時 間



【会長 宮本 和彦】

皆様こんにちは。
11月11日（土）12日（日）地区大会がありまして、精鋭5名で参加しました。12日の本会議は国連機関職員の三上知佐さんの記念講演と、青少年についての講演がありました。懇親会は短

時間で終わってエコな感じでよかったですと思います。11月23日には竹原ライオンズクラブ65周年記念式典へ出席して参りました。改めて、数は力だなと感じました。40数名の会員と家族会員、近隣のライオンズクラブ会員が出席されて100名ほどの出席者でした。規模が違うと奉仕活動も活発で良いなと思いました。

今日はインボイス制度（適格請求書）についてお話ししたいと思います。今年の10月1日から消費税のインボイス制度が始まりました。実際のところ多くの一般の人はインボイス制度が何なのか良く解りません。

実は消費税には「免税事業者」という制度があります。売上が一千万円以下の事業者は消費税を納付しなくてもよいという制度です。消費税は客から預かった消費税を事業者が納付する仕組みになっていますが、売上が一千万円以下の事業者はこれまで消費税を納付する義務を免除されていたのです。この一千万円以下の事業者の免税制度を事実上骨抜きにしてしまうのがインボイス制度なのです。

消費税の仕組みでは、事業者は「売上時に客から預かった消費税」から「経費などの支払い時に既に支払った消費税」を差し引いた残額を税務署に納付することになっています。しかし、インボイス制度では、この「経費の支払い時に支払った消費税」を差し引く条件として、支払先から「適格請求書」を受け取らなければならないということになったのです。経費を支払っても支払先が「適格請求書」を発行してくれない場合はその分の消費税は差し引くことが出来なくなったのです。そしてここが一番重要なのですが、この「適格請求書」を発行するためには「課税事業者」とならなくてはならないのです。売上が一千万円以下で、消費税の納付を免除されてきた免税事業者は「課税事業者」ではありません。だから彼らは「適格請求書」を発行できません。しかし取引先は適格請求書を求めます。となると、本来は消費税が免除される年間売上が一千万円以下の事業者であっても、あえて「課税事業者」とならなくてはなりません。つまり、本来は納税が免除されている零細事業者が消費税を納付しなければならなくなるのです。